

様式 1

研究報告書（平成 26 年度）

提出者 朴 艶紅

提出年月日

**【本ユニットにおける研究テーマ】**

和文 「中国の労働紛争を取り扱う弁護士事務所の生存戦略

—周立太弁護士事務所の例をめぐって」

英文

**【研究のねらいと目的】**（600 字程度）

労働紛争を主に扱う小型弁護士事務所という組織の生存環境や生存戦略をつぶさに記述していくことを本研究のねらいとする。

1990 年代半ば以降、中国の法的サービスを提供する市場は二極分化を余儀なくされた。北京、上海など大都市を拠点に、各地の地方政府のバックアップの下、企業合併などビジネス関係の業務の大半を分かち合うような形で、いくつかのモンスター弁護士事務所が続々と現れていた。それと対照的に、本研究で取り上げられる小型弁護士事務所は非常に厳しい生存環境に晒されていたのである。モンスター弁護士事務所たちの戦国時代に、小型弁護士事務所、その中でもとりわけ経営困難に陥りがちな労働紛争の弁護士事務所がどのような生存戦略を取ってきたのか、ということをつぶさに記述することを本研究のねらいとする。そこで、一方では、大規模の「マネ」と政府権力との「コネ」が動かす法的サービス「市場（大文字の市場）」と、他方では市民の「正義感覚」＝「世論（市場ではないもう一つの社会）」が動かす法的サービスの「市場（小文字の市場）」との対照のなかで、1978 年以降繰り広げられる「もう一つの法の近代化」の様態を明らかにする。

**【研究業績】** 学会報告・論文など

### 【成果の概要】（800字程度）

中国は共産党政権が統治する威権主義国家である。1978年以降、政権の正統性は概ね経済の発展と社会の安定という2つの要素によって支えられてきたと言っても過言でない。労働紛争は常に社会安定を脅かす要素として、政権側から警戒の、時としては弾圧の対象として取り扱われてきた。政権側と異なる意見と見解を有する「異見人士」や草根のNGOなどの団体が、様々な形でその活動の場を奪われる中、本研究の対象となる弁護士事務所は、労働者または弱者のための弁護士または弁護士事務所として二十年近く維持し続けてきたのだ。

本研究では、(1)オーナー弁護士の弁護にあたる際の「法適用の方法」に焦点を当て、その弁護士としての、また弁護士事務所としての「政治的な生存戦略」を覗き見ることができた。

彼（ら）は、積極的にメディアを利用し「世論」を味方にする戦略を上手に使っていた。それに「正式な法」に極めて充実した法適用の方法を取っていただけでなく、そこからはみ出るようなことはしないというラインを厳しく守っていくことで、現存の政権に挑発的な立場を取らないというメッセージを政権側に送り続けてきたのである。建前上「法の支配」を目指す国家作りをやってきた中国では、1990年代より民事、刑事、行政、経済、訴訟法などを中心とする一連の近代法体系を作り上げてきた。それらの「正式な法」の庇護の下で、または、それらの「正式な法」が許す範囲内で、労働者や弱者側の弁護活動をやり続けてきたわけである。

ところが、「正式な法」＝「正式な制度」の内容それ自体への評価はともかく、1990年代以降、計画経済体制から市場経済体制への体制転換期にあった中国の労働紛争の実態は、労働行政の慣習、明文化されていない（大規模なリストラへの）補償のやり方や、現行の労働法を施行する以前に結ばれた労働関係に基づいた紛争などが多く存在するなど、労働者なり社会の弱者層なりの実質上の利益が、しばしば非正式な慣行や制度により左右されていた。それらを鑑みると、量的にも質的にも「正式な法」の枠内で解決しうる労働紛争の割合はごく限られたものにしかならなかったのである。

そこでは体制転換期における労働紛争の法的需要と、新たに築き上げてきた「近代法の支配」との間の乖離が、「弁護士」という近代法体制が生み出した法的代理制度により少しでも埋め合わされることなく、労働者側の権益ばかりが切り捨てられる形で収束していったのである。

(2)労働紛争のケースはカネにならない。これはどの国においても遍在する労働法サービ

スの実態である。本研究では、例の小型弁護士事務所が組織として経済的に生き延びてきた「経済面での生存戦略」を明らかにすることができた。a、オーナー弁護士のテレビ出演などに力を入れ、メディアを通じて労働弁護士・人権弁護士としてのイメージを確固たるものにする。そこで法的サービスの依頼件数を確保し続けてきた。b、新人弁護士を雇い、事務所の雇用弁護士らに宿舍と三食を提供することで賃金を大幅に減縮した。c、アメリカ、ドイツ、香港などの政府や人権団体からの支援金が非定期的に入っていた。

このように、人々の法へのアクセスを手伝う労働紛争弁護士事務所の政治的・経済的生存戦略に焦点を当てることで、体制転換期の中国における法と政治、法と社会、政治と社会との緊張の中で、急ビーチで作り上げられた所謂近代法が物象化していき、場合には暴力的な措置としてもろもろの労働関係に押し掛かっていたのかが明らかになった。

**【通信欄】**